

「アクアリノ」で商標登録を取れるか・どこまで守れるか

株式会社ハルミズ様 ご相談の対象：水筒と家庭用浄水器に使う商品名「アクアリノ」
貴社の状況：創業2年目のD2Cブランドです。10月15日にクラウドファンディングで製品名を公表し、11月の展示会で実物をお披露目します。
将来は社名も「アクアリノ」にする予定です。

2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月28日時点）。

※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品は架空／他社の商標の記載は実在）。

浄水器の名前に「アクアリノ」を使うことはお勧めできません

- 根拠** 家庭用浄水器（第11類）に、読みが「アクアリノ」と同じ他社の出願が先にあります。商願2026-049674「AquaLino」です（中身は下の表）。
- 対応** 浄水器には新しい名前が要ります。水筒も浄水器と同じ新しい名前にそろえるか、水筒だけ「アクアリノ」を残すかは、社名の予定も含めてお決めください。

1. 何を調べて、何と比べたか

いちばん近いもの 株式会社バンブーストが浄水器の分野に出願した、読みが同じ「AquaLino」（商願2026-049674）
調べた範囲 特許庁が公開している商標の出願と商標登録の情報、特許庁の類似商品・役務審査基準、出願や権利がいま生きているかの特許庁の記録、ウェブ上で名前がどう使われているかを調べました。延べ397件を見て絞り込み、近い4件は原文まで読みました。

2. 見つかったもの（貴社の案とどこが近い）

商標・出願の番号	名称	権利者・出願人	どこが近い・いま権利が生きているか
商願2026-049674	AquaLino	株式会社バンブースト	特許庁が付けた読み方に「アクアリノ」が入っています。第11類で、商品に濾過式浄水器・ろ過式浄水器用フィルターがあります。2026年4月30日の出願で、いま審査中です。
登録5503840	Lino\リノ	大洋化学株式会社	「Lino\リノ」は、家庭用浄水器を指定商品に含む登録商標で、権利はいまも存続しています。貴社は、家庭用浄水器の名前に「アクアリノ」を使う予定です。「Lino\リノ」の称呼は「リノ」で、「アクアリノ」から「アクア」を除いた部分と同じです。
登録5895085	アクアリード	株式会社アクアリード	「アクアリード」は、家庭用浄水器と同じ分野（類似群19A07）の商品を指定商品に含む第11類の登録商標で、権利はいまも存続しています。読みの「アクアリード」は、「アクアリノ」とは離れています。
登録6636448	AQUA／GENIE	順昶先進科技股▲分▼有限公司	水筒（第21類）では、「アクアリノ」のほか、「アクア」を除いた「リノ」の称呼（読み方）でも調べました。水にまつわる商品では「アクア」の部分が目印になりやすく、「リノ」の部分だけで比べられることがあるためです。似た称呼の商標は「AQUA／GENIE」（称呼はアクアジニー）だけで、「アクアリノ」とは離れています。この「AQUA／GENIE」は、いまも商標登録されています。

3. 名前をどうするかを決める材料（商標登録の見込・守れるところ・事業として守る価値）

商標登録の見込み

水筒（第21類）は、「アクアリノ」で商標登録を取れる見込みです。浄水器（第11類）は、「アクアリノ」では商標登録を取れない見込みです。

株式会社バンブーストの出願の商品には、家庭用浄水器と同じ分野の「濾過式浄水器」が入っています。いま浄水器を入れて出願しても、同社の出願が商標登録されれば、特許庁はそれを理由に拒絶すると考えられます。浄水器には、読みが「リノ」の登録商標もあります（登録5503840「Lino」・家庭用浄水器を含む）。「アクア」の部分は水にまつわる商品では目印になりやすいので、この商標とも似ていると判断されるおそれがあります。

どこが商標で守れるか

今の名前のままなら、守れるのは水筒に使う名前だけで、浄水器に使う名前は守れません。

浄水器では、株式会社バンブーストが同じ読みの名前を先に出願しており、読みが「リノ」の登録5503840「Lino」もあります。貴社が浄水器に「アクアリノ」を使うことは、登録5503840の商標権や、登録された後の同社の商標権の侵害になるおそれがあります。登録の前でも、同社から出願の内容を書面で示した警告を受けた後に浄水器に「アクアリノ」を使うと、その使用について、登録後に業務上の損失に相当する額を請求されることがあります（商標法13条の2）。

名前を商標で守る価値はあるか

あります。商品名は社名にもする予定ですので、後から使えなくなると、商品名を変えるだけでなく、社名を商品や広告に名前として載せる使い方も見直すことになります。

貴社より先に他社が同じ名前を商標登録すると、貴社がその名前を使うことは、その会社の商標権の侵害になるおそれがあります。

4. 決めること・すること

貴社が決めること

「アクアリノ」をどうするかは、次の2つが考えられます。

- ①新しい名前に統一する
 - ②水筒だけ「アクアリノ」を残す
- ①では、水筒と浄水器の両方の名前を変えます。②では、浄水器の名前だけを変えます。ただし②で社名を「アクアリノ」にする場合、浄水器の商品や箱、販売ページに「アクアリノ」を商品の名前として載せると、登録5503840「Lino」の商標権や、登録された後の株式会社バンブーストの商標権の侵害になるおそれがあります。浄水器に社名を書くときの書き方は、事前に当所へご相談ください。水筒に浄水の機能がある場合や、交換用のフィルターも売っている場合は、その水筒やフィルターが家庭用浄水器と類似する商品とされるおそれがあります。類似するとされると、その水筒やフィルターに「アクアリノ」を使うことも、「Lino\リノ」の商標権や、登録された後の株式会社バンブーストの商標権の侵害になるおそれがあります。浄水の機能と交換用のフィルターの有無をお知らせください。どちらを選んでも、新しい名前の候補を考えていただく必要があります。

株式会社バンブーストと登録5503840の権利者の承諾があり、買う人が取り違えるおそれもないと認められれば、今の名前でも商標登録を取れる場合があります（商標法4条4項・8条1項ただし書）。ただし、承諾を得られるかは分からず、得られても取り違えるおそれがないと認められるかは審査で決まるため、10月15日の公表を控えてこの道はお勧めしません。

株式会社バンブーストが出願を取り下げのを待って、浄水器にも「アクアリノ」を使う道も考えられます。ただし、取り下げられても、浄水器では登録5503840「L i n o」の商標権の侵害になるおそれが残るため、お勧めしません。

貴社がすること

- 10月2日までに ①②のどちらにするかと、新しい名前の候補をお教えてください。あわせて、出願する商品の範囲を決めるため、浄水器が電気を使うものか、交換用のフィルターも売るかをお教えてください。
- 10月7日までに 当所が10月6日までにお送りする新しい名前の調査結果をもとに、10月15日に公表する名前を決めてお知らせください。

当所がすること

- 10月6日までに 候補をいただいてから、上の「1」と同じ範囲で調べ直し、結果を書面でご報告します。
- 10月8日までに ご依頼があれば、①なら新しい名前を第21類と第11類に、②なら「アクアリノ」を第21類に、新しい名前を第11類に出願します。
- 見直し 名前を変えたとき、ロゴを作ったとき、使う商品を増やしたとき、海外で売ると決めたときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡します。

<この書面の前提と、言えないこと>

- 前提 この書面は、「アクアリノ」を使うのが、水筒と家庭用浄水器であることを前提にしています。この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。
- 調査記録 調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確認められるデータも添えます）。
- 見ていないもの 特許庁に出されたばかりの出願はデータベースにまだ載らないため、当所でも確認できません。同じ名前の出願がすでにあるかもしれません。
- 言えないこと 商標登録を保証するものではありません（最終的に判断するのは特許庁です）。鑑定書や、特許庁への出願の手続は、別途お見積りいたします。

知育特許事務所 弁理士 米田 恵太 / 日本弁理士会登録番号第16197号